

平成29年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年8月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 稲垣 誠亮	2番 北村五十鈴
	3番 荒川 泰宏	4番 丸山 敬二
	5番 岩井智恵子	6番 高橋 繁夫
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 中塚 尚憲
	11番 上杵 種雄	12番 市木 一郎
	13番 山本 剛	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 坂口 哲哉	18番 河野 司
	19番 立入三千男	20番 欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
会計管理者	川端 美香	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	長尾 健治	代表監査委員	久松 信治
監査委員事務局長	川端 貴美子		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 8 3 号から議第 1 1 2 号まで一括上程

(平成 2 8 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 2 9 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

(平成 2 9 年度野洲市病院事業会計予算 他 3 1 件)

提案理由説明

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

第 5 発議第 4 号

(野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について)

提案理由説明

市長提出議案

議第 8 3 号 平成 2 8 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 4 号 平成 2 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 5 号 平成 2 8 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 6 号 平成 2 8 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 7 号 平成 2 8 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 8 号 平成 2 8 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 9 号 平成 2 8 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議第 90号 平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 91号 平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 92号 平成28年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 93号 平成28年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第 94号 平成29年度野洲市病院事業会計予算
- 議第 95号 平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）
- 議第 96号 平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 97号 平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第 98号 平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第100号 平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第3号）
- 議第101号 平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第102号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第103号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第104号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第105号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第106号 財産の譲与について
- 議第107号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 議第108号 湖南広域行政組合規約の変更について
- 議第109号 平成28年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第110号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第111号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第112号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第4回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開きます前に、会議に先立ちまして、過日、8月23日に開催いたしました市議会全員協議会において、太田議員から中塚議員に対し、不適切と思われる言動がありました。このことについて、太田議員から謝罪の意向を受けましたので、本日この場において謝罪をしていただきます。

また、本件についての経緯を事務局から説明いたします。

○事務局長(大藤良昭君) それでは、本件につきましては、去る8月23日の市議会全員協議会における太田議員から中塚議員に対する不適切と思われる言動について、8月25日、中塚議員ほか2名の議員の連名により、地方自治法135条及び野洲市議会会議規則第110条の規定に基づき、議長に対し懲罰動議が出されましたが、本件発生から3日以内に議会が開催されないことから短期時効が適用され、議案として取り扱うことが困難となりました。このことを踏まえ、今回任意の和解により太田議員から謝罪を行う旨の御意向を受けたものでございます。

○議長(坂口哲哉君) それでは、本件の謝罪について、太田議員の発言を許します。

太田議員。

○7番(太田健一君) それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまより謝罪をさせていただきます。

このたび、過日8月28日に開催されました市議会全員協議会における私の言動におきまして、中塚議員を初め、野洲市議会の皆様に御迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げますとともに、中塚議員に対し謝罪をいたします。

以上でございます。

(「日付が違う」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 日付、23日違うか。

○7番(太田健一君) 日付を間違えて発言していたので訂正させていただきます。8月23日に開催されました市議会全員協議会ということでよろしく願います。

○議長（坂口哲哉君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第26期野洲市湖岸開発株式会社事業報告及び財務諸表並びに第27期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告がそれぞれ市長から提出され、お手元に配付しておきましたので御確認願います。

（日程第1）

○議長（坂口哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第11番、上杵種雄議員、第12番、市木一郎議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（坂口哲哉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

（日程第3）

○議長（坂口哲哉君） 日程第3、議第83号から議第112号まで、平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算認定について、ほか29件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（大藤良昭君） それでは、朗読いたします。

議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか決算認定10件、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算、ほか予算7件、議第102号野

洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、ほか条例改正3件。議第106号財産の譲与について、ほかその他の案件3件。議第110号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ほか人事案件2件。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 議案の朗読は終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、平成28年度決算の認定11件、予算8件、条例改正4件、その他4件、人事案件3件の合計30件につきまして御審議をお願いするものですので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議第83号から議第93号までの平成28年度各会計決算の認定について御説明を申し上げます。

議第83号野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は210億756万3,202円、歳出決算額は204億7,382万8,430円で、歳入歳出差引額は5億3,373万4,772円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1,310万9,000円を控除した実質収支額は5億2,062万5,772円となりました。

平成28年度決算の特徴を申し上げますと、歳入につきましては、昨年、円高等が進行したことで世界経済の先行き不透明感が増し、企業業績を悪化させ、法人市民税が前年度との比較で約14億4,000万円の減収となったことから、減収補填債9億5,800万円を発行し、当初予定しておりました財政調整基金からの取り崩しを一部にとどめたところであります。

一方、歳出では、市民の安心と安全の実現に向けまして、地域医療の拠点としての野洲市民病院整備に向けて基本設計に取り組んだほか、新クリーンセンター整備事業の完了及び同センターでの操業開始、地域防災の基盤整備として市消防団の篠原分団詰所移転や湖南4市共通となるMCA無線の整備を行いました。そのほか、野洲駅北口周辺整備、グリーンベルト等交通安全施設整備など、緊急度、優先度の高い事業を着実に進めるとともに、厳しい財政状況であります。後年度の備えとして財政調整基金を一定額確保したところ

であります。

次に、議第84号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は55億6,317万7,547円、歳出決算額は54億3,510万7,637円で、歳入歳出差引額は1億2,806万9,910円となりました。

なお、歳出の保険給付費が当初見込みより少なくなったことから、歳入では予定しておりました財政調整基金1億1,206万5,000円の繰り入れを取りやめております。

次に、議第85号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は5億1,870万4,744円、歳出決算額は5億649万986円で、歳入歳出差引額は1,221万3,758円となりました。

なお、決算剰余金のうち1,216万4,000円につきましては、平成29年度に繰り越して、滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっております。

続きまして、議第86号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は36億7,627万1,386円、歳出決算額は36億5,340万6,523円で、歳入歳出差引額は2,286万4,863円となりました。

保険給付費では、対前年度比で約9,500万円、率にしまして2.9%の増となりました。

続きまして、議第87号野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額及び歳出決算額とも前年度と同じく7,450万円となっております。

次に、議第88号野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算額につきましては、歳入決算額は21億1,607万3,606円、歳出決算額は17億6,337万1,978円で、歳入歳出差引額は3億5,270万1,628円となりました。

下水道使用料収入が前年度と比べ約7,670万円、率にして6.4%の減収となったところですが、これにつきましては平成29年度からの地方公営企業法を適用するため、出納整理期間を設けずに平成29年度3月31日をもって打ち切り決算をしたことによるものであります。

次に、議第89号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は1,857万4,469円、歳出決算額は1,757万8,559円で、歳入歳出差引額は99万5,910円となりました。

続きまして、議第90号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきまし

ては、歳入決算額は1,388万98円、歳出決算額は1,386万1,840円で、歳入歳出差引額は1万8,258円となりました。

続きまして、議第91号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は15億2,348万9,308円、歳出決算額は15億2,341万8,611円で、歳入歳出差引額は7万697円となりました。

次に、議第92号野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額及び歳出決算額はいずれも3億774万6,292円となりました。

国道8号野洲栗東バイパスの用地取得費の減により、対前年度比で約3億6,000万円、率にして53.9%の減収となりました。

なお、平成28年度において、国道8号野洲栗東バイパスの整備対象となる農用地及び工場移転先となる工業団地造成事業用地の買収が完了し、事業の進捗が図れたところであります。

なお、野洲市におきましての用地取得率は74%であります。

議第93号野洲市水道事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出であります。収入決算額が9億7,826万1,960円に対しまして、支出決算額が8億8,689万2,907円で、収支差引額は9,136万9,053円の黒字決算となりました。

平成28年度におきましても、給水収益が伸び悩む中、経営改善による支出の抑制をしたこと、また税務署の指導に基づき、料金の調定期間を修正したことにより過年度損益修正益が発生したことが要因と見ております。

なお、税引き後では8,405万5,130円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が6,072万8,440円に対し、支出決算額が2億7,835万6,422円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額の2億1,762万7,982円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填をしたところであります。

次に、議第94号から議第101号までの平成29年度野洲市病院事業会計予算、一般会計補正予算並びに特別会計補正予算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

当該予算案は、昨年12月に議決をいただきました野洲市病院事業の設置等に関する条

例に基づき、必要な予算を御提案するものであります。

予算案の内容につきましては、まず本事業会計における収益的収支につきましては、一時借入金の利息相当分に当たる5万円を計上しております。次に、資本的収支につきましては、12億3,974万7,000円を計上しております。

資本的収入の内訳として、病院事業債11億8,760万円、社会資本整備総合交付金として内定を受けた国庫補助金5,200万円及び一般会計出資金14万7,000円を予定しております。

また、資本的支出の主なものとしては、実施設計業務委託8,226万9,000円及び市民病院開設支援業務委託1,712万9,000円、また施設の建設用地を確保するため、土地取得特別会計からの土地購入費用11億2,505万円を計上しております。

野洲市民病院の整備につきましては、本年6月末で基本設計を完了した後、現在、主要業務のフロー等、一段詳細な運営計画の作成に取り組んでおります。当該予算をお認めいただくことで施設の詳細な実施設計を行い、野洲市民病院のさらなる具体化を図ろうとするものです。

なお、今後の病院整備事業のスケジュール等を精査しましたところ、工程におくれが生じることから、実施設計業務に係る債務負担行為の限度額を修正した上で、今回改めて提案するものであります。

次に、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）につきましては、4億4,588万7,000円を追加するものです。

債務負担行為の補正では、例規システム維持管理業務につきましては、データベースの構築及びその後の維持管理業務において、財政負担の軽減と業務の効率化を図っていくため、その委託期間を平成34年までと、また野洲市余熱利用施設整備運営事業では、今後、PFIにて整備及び運営を担う事業者の選定を行い、事業を進めていくため、その委託期間を平成53年までと、さらに野洲市都市計画区域変更に係る解析、素案作成業務では、平成32年度に予定されている大津湖南都市計画区域の見直しに当たり、本市区域変更に係る業務を進めていくため、その委託期間を平成30年度までと設定するため、この期間を見越して予算措置を行うものであります。

地方債の補正につきましては、道路維持工事1路線において社会資本整備総合交付金の交付対象外とされたことに伴い、道路整備事業債の限度額を減額するとともに、公共施設等適正管理推進事業債を追加、また野洲市消防団消防ポンプ自動車更新における県との起

債協議により、消防施設整備債の起債限度額を増額するとともに、起債発行可能額の算定結果により、臨時財政対策債の発行限度額を減額しようとするものであります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で、平成28年度一般会計の決算剰余金を、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億6,500万円、また後年度の施設整備への備えとして公共施設等整備基金への積立金6,000万円を追加するものです。

戸籍住民基本台帳管理費では、住民票等への旧姓併記ができるよう法律が改正されることから、それに対応するためのシステム改修業務委託料を追加するものです。

また、住民投票費では、野洲駅前市有地に市民病院を設置することの是非を問う住民投票の実施を見送ることとしたことから、その執行経費を皆減するものです。

民生費では、民間保育所保育費で保育人材の確保に向けた保育士のキャリアアップへの支援として、運営に対する処遇改善等加算Ⅱが新たに設けられたことから、民間保育園委託料を追加するものです。

衛生費では、市立病院整備推進事業費で市民病院整備を進めるため、病院事業会計の建設改良費に充てるための出資金、また運転資金に充てるための長期貸付金を含む一般会計での負担分5,073万6,000円を追加するものです。

土木費では、道路維持工事費で市道乙窪比留田線舗装修繕工事の表層補修が社会資本整備交付金の交付対象外となり、新たに社会基盤施設等の長寿命化事業の対象とされたことから、国庫補助金の減額、市債の組み替え等、財源更正を行うものです。

教育費では、小学校施設整備費で中主小学校旧館校舎について、現地での建てかえに向けた整備手法を検討するため、調査検討経費を減額し、耐力度調査及び校舎配置等を検討するための基本計画設計業務委託料を追加するものです。

また、中学校施設整備費では、野洲北中学校において校舎の老朽化及び生徒数の増加見込みによる将来的な教室の不足に対応するため、改修検討経費を減額し、大規模改修及び校舎増築等基本設計業務委託料を新たに追加するものです。

また、歳入につきましては、地方交付税において、普通交付税の算定結果により、1億8,597万4,000円を増額するものです。

国庫支出金並びに県支出金においては、民間保育所運営に対する処遇改善等加算Ⅱの追加、住民票等への旧姓併記に伴う住基システムの整備等負担金、補助金等、所定の財源更

正を行うとともに、繰入金では、収支の財源調整として財政調整基金繰入金を減額、過年度分の精算に伴う介護保険事業特別会計繰入金の追加、病院事業会計への土地売り払いにより、土地取得特別会計にて繰上償還を行った残余分として土地取得特別会計繰入金の追加、また市債では先ほどの地方債補正の説明のとおり変更または追加を行うものです。

次に、議第96号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、8,759万4,000円を追加するものです。

補正の内容としましては、前年度の保険給付費の確定による国庫支出金及び療養給付費交付金の精算や決算剰余金の一部を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるもの等があります。

次に、議第97号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、1,216万4,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成28年度出納整理期間中に収入いたしました保険料を平成29年度納付金として支出するもの等でありま

す。

次に、議第98号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、4,047万7,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、前年度の介護給付費や地域支援事業の額の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市に対し交付金等を精算し、加えて前年度の人件費及び事務費の精算により一般会計繰出金について所要額を追加するもの等があります。

次に、議第99号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、99万4,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、決算剰余金を墓地公園整備基金へ積み立てるため、追加するものです。

次に、議第100号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第3号）につきましては、11億2,505万円を追加するものです。

当該予算案につきましては、野洲市病院事業の設置等に関する条例に基づき、適正に病院事業を進めるため、補正予算案として提案するものです。

補正の内容といたしましては、駅前公共用地を病院事業会計へ売り払うため、用地取得に際して借り入れた公共用地先行取得等事業債を繰上償還し、財産収入の残余分を一般会計へ繰り出しするものです。

次に、議第101号平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成28年度消費税確定に伴う過年度損益修正損、雨水幹線整備事業の促進に伴う工事請負費等を追加するものです。

議第102号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成29年6月23日付、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第2期）からの提言に基づき、土曜保育の実施に当たり、土曜保育、土曜延長保育の定義及び保育料の設定など、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第103号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則において、支給認定証の任意交付化に係る改正がなされたことにより、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第104号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案につきましては、国の制度改正により主任介護支援専門員の資格に更新制が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第105号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議会に改めて市民病院事業整備に係る実施設計予算を含む関連予算案を提案しております。その理由は、野洲市が置かれている状況の中でこの事業が最善の策であると考えられること、及び本年4月から施行されている本条例の実施ということであります。

病院事業の計画は、市民のための中核的医療を守るための方策として、過去6年間の市民、専門家、議会による調査、検討、審議を経て進めてきたものであります。また、6月議会での否決以降、議員、特に市の計画に反対の立場の議員の方々との意見交換の場を提案いたしました。残念ながらいまだ実現されておりません。また、実効性のある対案も出されておりません。

本条例には、病院の名称、位置、診療科目及び開院時期などを定めていますが、市民病

院事業整備関連予算案を提案するに当たって、今後の工期等を検討いたしましたところ、今議会において関連予算案が可決されても、当初見込んでいた開院時期が平成32年10月から平成33年1月にずれ込むことが明らかとなりました。したがって、本議案において所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第106号財産の譲与について御説明申し上げます。

平成27年12月25日付で、大篠原自治会から解体予定の野洲市消防団篠原分団詰所車庫の無償譲渡について要望がありました。自治会活動における防災拠点としての活用が見込まれることから、平成28年1月の市議会全員協議会で報告を行った後、平成28年3月30日付で地縁団体の認可を条件に当該車庫を譲渡するとの回答を行っております。

今般、大篠原自治会が認可地縁団体となったことから、当該建物を大篠原自治会に譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第107号財産の取得について御説明申し上げます。

消防ポンプ自動車の購入につきましては、市消防団野洲分団の使用している消防ポンプ自動車が購入後21年を経過し、老朽化しているため更新するものです。

去る8月9日に執行した入札の結果、契約金額を2,430万円、契約の相手方を株式会社モリタ関西支店支店長、合田努と定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第108号湖南広域行政組合格約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、湖南広域行政組合で共同処理する事務の一部、し尿及び浄化槽汚泥の収集事務について、構成4市の公共下水道の普及に伴い、共同化を維持することが難しくなったため、当該事務を4市に返還し、各市がそれぞれの実情に応じて当該事務を実施すべきと判断したため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、改正後の組合格約は平成31年4月1日から施行するものです。

議第109号平成28年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成28年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金13億2,

534万9,128円のうち、更新事業の財源とするため、1億5,272万9,195円を建設改良積立金に積み立て、また制度改正により生じた11億7,261万9,933円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第110号から議第112号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明を申し上げます。

本議案につきましては、当市の人権擁護委員9名のうち3名の人権擁護委員候補者を推薦するものです。

まず、平成29年12月31日で任期満了となります田中ふじ江さんには3期9年間にわたり御活躍をいただいているところでありますが、その後任として阪口啓子さんを推薦するものです。

阪口さんは、昭和47年から昭和62年に至るまで野洲町で幼稚園教諭として勤務され、幼稚園勤務時は子供と人権に関する課題に取り組んでこられ、人権に配慮した幼稚園教育に努めてこられました。

また、同じく同日で任期満了となります立入幸基さんと中田幸子さんには2期6年間にわたり御活躍いただいているところでありますが、立入幸基さんの後任として林かずみさん、中田幸子さんの後任として橘円さんを推薦するものです。

林さんは、平成22年12月から平成28年11月まで民生委員児童委員として6年間御尽力をいただいた方であります。

次に、橘さんは教育委員会委員や男女共同参画審議会委員などを歴任され、現在もPTA連絡協議会会長など、幅広く御活躍をされております。

3名とも温厚篤実で人権擁護委員として適任と考え、法務大臣へ推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

なお、任期につきましては、平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間といたします。

最後に、本定例会は議員の皆様にとりましては任期期間最後の議会となります。冒頭の決算認定の平成28年度成果のところでも触れましたとおり、新クリーンセンターを初め、駅前整備、こども園、子育て支援、教育の充実、国道8号バイパス、踏切改修など、皆様のお力添えで各分野にわたり大きな成果が生み出されてきました。また、今定例会に改めて予算提案を行います市民病院事業整備に関しましても、この間、平成26年3月の（仮

称)野洲市立病院整備基本構想の策定、平成27年3月の(仮称)野洲市立病院整備基本計画及び関連する野洲駅南口周辺整備構想の策定、また平成28年12月には野洲市病院事業の設置等に関する条例が可決され、本年6月には市民病院整備基本計画策定と、紆余曲折はありながらも着実に成果を積み上げてきていただきました。このように、成果の上に立った最後の議会であります。

しかしながら、この病院整備に関しまして、本日、この後、議員からは住民投票の実施の請求に関する発議が予定されております。さらには、その議会審議に関しまして、既に9月22日と決定済みの議決日、及び審議日程を変更するための議会運営委員会が、急遽本日の本会議終了後開催される予定となっております。市民病院整備及びさきの住民投票に関する減額の補正予算が提案され、それらの質疑、審議を差し置いて議員発議の議案を優先審議するということにもしかなければ、正常な議会手続であるとは到底考えられません。

さらに、今回の住民投票の問いかけの内容には私は触れませんが、住民投票の制度上の問題として、本来、発議者は政策に対する賛否を具体的に明らかにし、それを訴える形で投票による賛同を求めることが制度の趣旨であります。今回は閉塞状態の打開とか直接市民の意思の確認が目的とされており、発議者の明確な政策意思があらかじめ示されていないことも政策上想定外のことであり、懸念されるところであります。

いずれにいたしましても、議員皆様の任期期間最後の議会が正常、建設的かつ円滑に進行されることを心よりお願いいたしまして、提案説明の締めくくりといたします。よろしくをお願いいたします。

○議長(坂口哲哉君) 次に、議第83号から議第93号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より、審査結果の報告を求めます。

久松氏。

○代表監査委員(久松信治君) 皆さん、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、平成28年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました平成28年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査いたしましたところ、決算並びに附属書類とも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと

認めました。

平成28年度一般会計におきましては、大手主要法人が円高による企業収益悪化の影響等を受け法人市民税が大きく減収となり、歳入では市税全体で前年度に比べ約13億7,200万円の減収となり、財政調整基金5億9,020万4,000円を取り崩すなど、厳しい財政運営をされたものの、一般会計を含め、全ての特別会計におきまして実質収支は黒字決算となりました。

予算執行につきましては、透明、公正、公平と市民参加の仕組みをもとに、市民の幸せと安心を確保するまちづくりを実現するために取り組みをされたところであり、関係各位の御尽力に深く敬意を表するものでございます。

さて、一般会計の決算状況であります。歳入決算額は210億756万3,202円、歳出決算額は204億7,382万8,430円で、歳入歳出差引額は5億3,373万4,772円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,310万9,000円を控除した実質収支額は5億2,062万5,772円の黒字決算となったところです。

水道事業会計を除く特別会計全体の決算状況は、歳入決算額は138億1,241万7,450円、歳出決算額は132億9,548万2,426円で、歳入歳出差引額は5億1,693万5,024円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,609万9,000円を控除した実質収支額は4億9,083万6,024円の黒字決算となったところでございます。

市財政の根幹となります市税及び国民健康保険税の徴収率と収入未済額につきましては、市税の徴収率が97.2%で、昨年度より0.3ポイント減少し、収入未済額は2億1,579万6,792円でした。また、国民健康保険税の徴収率は79.4%で、昨年度より0.2ポイント減少しており、収入未済額は2億7,411万3,955円でした。地方税だけでなく、公営住宅の使用料などの税外収入につきましても収入未済額があり、財源確保及び負担の公平性のため、適正かつ効果的な対策を講じ、収納確保に努めていただくようお願いいたします。

経常収支比率につきましては95.2%であり、前年度の83.8%から11.4ポイントも悪化しており、財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられます。

今後も、野洲駅周辺基盤整備事業を初め、都市基盤整備事業、公共施設の改修整備事業などの建設事業や、福祉、教育分野の行政需要が増加することが見込まれるなど、多額の

費用が必要と思われます。こうしたことから、行財政運営に当たっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、引き続き財源の確保と適切な予算執行により一層の経費削減に努められ、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向け努力されることを期待しています。

次に、平成28年度野洲市水道事業会計につきましても、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました野洲市水道事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査いたしました結果、ともに関係法令に準拠して作成しており、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認めました。

今後の経営見通しについて見ますと、平成29年度から水道料金の改定を実施されますが、料金改定後も市民に対し水道事業の経営状況の実態をわかりやすく説明し、市民の理解を得るためのさまざまな広報に努められるとともに、事業の運営に当たっては有収率の向上を図ることが重要であることから、漏水調査などの実施と速やかな漏水対策を講じるとともに、水道料金の収納率の向上を図り、今後とも常に企業としての経済性を認識しながら、さらなる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を發揮し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努めていただくことを期待しています。

次に、財政健全化判断比率の審査においては、平成28年度決算による実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全会計とも黒字決算により、比率としてはあられませんでした。実質公債費率につきましては13.6%で、昨年度より0.9ポイント上昇していますが、早期健全化基準の25%を下回っており、可としたものです。また、将来負担比率は106.8%で、昨年度より53.5ポイントも上昇したものの、早期健全化基準の350%を下回っており、可としたものです。

次に、公営企業会計資金不足比率の審査につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計は、それぞれ資金不足は発生しておらず、良好な状態にあると認められます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度野洲市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の審査結果と意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の平成28年度野洲市一般会計及び各特別会計決算並びに基金運用状況の審査意見書、資金不足比率審査意見書等に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

（「議長、ちょっと待って。言い間違っていたらおかしいから」の
声あり）

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの提案説明の最後のところで、本年6月の市民病院整備事業基本設計と言ったつもりですけど、何か基本計画と聞こえたということでもありますので、正式には本年6月には市民病院整備基本設計の策定ということでもありますので、訂正させていただきます。

（日程第4）

○議長（坂口哲哉君） 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第83号から議第93号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、議第83号から議第93号までの議案の審査等を行うため、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を除く18人の議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました本職を除く18人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時48分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第16番、梶山幾世議員、副委員長に第12番、市木一郎議員、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

(日程第5)

○議長(坂口哲哉君) 日程第5、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてを議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(大藤良昭君) それでは、朗読いたします。

発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について。

以上でございます。

○議長(坂口哲哉君) 議案の朗読は終わりましたので、提出者の説明を求めます。

第19番、立入三千男議員。

○19番(立入三千男君) それでは、ただいま議題になっております発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について、提案者を代表して説明を申し上げたいと思います。

さて、病院整備に関する問題は、平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し、新病院基本構想2010が提案されて始まったところであります。この提案があったきっかけは定かではございませんが、その後、市は市民の代表や病院関係者などの学識経験者による検討委員会を設置して、今後も市内の中核的医療のあり方について検討してこられたところであります。

そして、その後、設置されました可能性検討委員会からの提言により、市長は平成24年12月10日開催された議会の都市基盤整備特別委員会に野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針(素案)を提案されましたが、同委員会では採決に至らず、改めて18日の委員会でも審議の上、採決が行われ、承認をされました。

このときの議員の主な反対意見は、市の財政負担を危惧する声や市民負担の増加を心配するものでありました。しかし、採決では、委員長を除き全19名の委員のうち12名が賛成、7名が反対し、3分の1を超える議員の反対があるからと、市長は病院検討を凍結されたところであります。このときの市長の判断は、特別多数を念頭に置かれた英断であったと高く評価をするものであります。

しかし、平成28年11月定例会に提案された野洲市病院事業の設置等に関する条例が、議長を除き全18名の議員のうち10名が賛成、8名が反対し、可決をいたしたところであります。また、本年、平成29年3月定例会と5月臨時会、そして6月定例会には、実施設計予算案の議案がいずれも可否同数の後、議長の裁決で否決されました。

このように、平成28年11月定例会以降は可否僅差で可決されたり、否決されたりという状況が続いているところでございます。このことが議会を二分し、市民を二分するような結果になってしまいました。私はもちろんのこと、市民の皆さんも市の将来を見据えると不安でならないと思います。このようなことでは、市民の不安を払拭することは到底できるものではありません。

そうした中、市長は病院関連議案が認められない場合の対応として、直接民主主義の制度である住民投票をせざるを得ないと述べられて、平成29年6月定例会に病院計画の是非を問う住民投票を実施するための補正予算案を提案されました。その提案説明で、病院問題の反対理由に住民コンセンサスを得るべきと挙げられたため、住民投票を提案すると説明をされ、市民に問う選択肢はできるだけ簡明な野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについてを案として考えていると明らかにされました。この提案に対しては全員賛成で可決されましたが、市長は議会の附帯決議を理由に、その実施を見送られました。その説明として、附帯決議で問われた進退を覚悟せよというのはフラットに市民の意見を聞くという住民投票の趣旨に反すると臨時記者会見で述べられました。また、市民病院計画の是非を問う住民投票の実施を見送ったことについて、議員が発議してやればいいのかと定例記者会見で述べられました。

このように、住民投票の実施を見送られたことは、理由のいかんにかかわらず、非常に残念なことであります。住民投票の結果が民意であると証明でき、またこの住民投票の結果をもって一定の結果を見出されるものと確信をしておりました。今回の発議を行った私たちも、その結果に従うべきものと考えておりました。

野洲市住民投票条例第2条に、住民投票に付する市政に関する重要事項とは「市及び住

民全体に利害関係を有し、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものという。」定めがございます。まさしく今回の病院整備は、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項であると言えます。

以上のようなことから、今回議員による住民投票の発議に至ったわけであります。

なお、住民投票の実施時期につきましては、市長はこれまで住民投票は市議会議員選挙後になるとコメントしておられますが、条例上、投票に関する管理及び執行については選挙管理委員会に委任しており、明らかに市長の越権行為と考えられます。このことから、本来投票日の決定権をお持ちの選挙管理委員会におかれては、平成29年10月15日に告示されます野洲市議会議員一般選挙までに実施していただきたく、切望をいたすところであります。それは今回とり行われる市議会議員選挙が、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することのみを争点として実施されることを避けなければならないからです。

野洲市議会議員が病院整備問題の是非だけで選出されるということは、今後4年間の市政に対して、議会としてのチェック機能が正常に機能するか、疑問視せざるを得ないと言えます。病院整備問題に賛成する議員は、ほかの市長提案に対しても是々非々の姿勢を果たしてとれるのか、また反対議員にしてもわだかまりを抱えたまま正常な判断ができるのか、いずれにしても市民にとって有益な状況とは言えないと思います。市議会議員には市政全般について是々非々の姿勢で職務を遂行していただける方を選出していただきたいものであります。そのためには、病院整備問題が今回とり行われる市議会議員選挙までに方向性について決着しておくべきと切実に考えるところであります。

以上のことから、改めて市議会として野洲駅南口市有地への市民病院の整備計画について、早急に直接市民の意思を確認する必要があると考え、住民投票の実施の請求を発議いたします。

なお、この発議は本年6月定例会で、住民投票の結果によっては市長は信任を問い直す覚悟で住民投票の執行に臨むことという内容の附帯決議が可決されましたが、この附帯決議とは何ら関連性を持たず白紙の状態、真に市民の意思を確認するものであります。また、本住民投票につきましては、私たちはその結果を尊重することを前提に発議するものでございます。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午後 1時01分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月31日から9月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。

よって、明8月31日から9月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る9月6日は、午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日は、これにて散会いたします。(午後1時02分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年8月30日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 上杵種雄

署名議員 市木一郎